

「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の取扱開始について

関西みらいフィナンシャルグループのみなと銀行（社長 武市 寿一）は、経済産業省利子補給事業「令和4年度省エネルギー設備投資に係る利子補給事業（※1）」の指定金融機関に採択されたため、お客さまの省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組みを後押しすることを目的として「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」を取扱開始します。

当社グループは2019年4月、「2030年SDGs達成に向けたコミットメント（関西みらい Sustainability Challenge 2030）」を制定。また、2020年5月、2030年SDGs達成に向けた「2020年度SDGsアクションプラン」を公表、さらに2021年6月、「サステナビリティ長期目標」の公表を行い、脱炭素社会の実現に向けて、各種金融商品・サービスを通じた取組みを強化しています。



今回の取組みは、そのテーマに沿い、当社はお客さまに経済的メリット（利子補給）を還元しながら、省エネの考え方について対話を深め、ともに地域の持続的な発展に取り組んでいけるものと捉えています。

みなと銀行は、今後も地域の皆さまへの様々な金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

（※1）経済産業省が産業・業務部門等における省エネルギー設備投資等を促すこと等により、省エネルギーを推進することを目的に創設されたもの。

記

【商品概要】

商 品 名	省エネルギー設備投資に係る利子補給金
対 象 要 件	下記（1）～（3）のいずれかを満たす事業 （1）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 （2）省エネルギー設備を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 （3）データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業 （2022年4月1日以降の契約・発注分の設備が、利子補給の対象）
ご融資金額	利子補給対象事業の1事業あたりの融資上限額は100億円
ご融資期間	導入設備の法定耐用年数以内
ご融資利率	当社所定の利率
利 子 補 給	【利子補給率】最大1.0% 【利子補給期間】最大10年間（融資期間以内かつ10年以内）
返 済 方 法	年2回（3月および9月の各10日）元金均等返済
担 保 ・ 保 証	個別案件毎に決定
そ の 他	利子補給は毎年の予算措置が前提となります。予算措置の減額、停止等により、利子補給が減額、停止される場合があります。
SDGs 目 標	 

※ ご利用に関しては当社所定の審査があり、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

以 上